

## 「映像クリエイター作品制作支援事業」運営業務仕様書

### 1 委託業務名

「映像クリエイター作品制作支援事業」運営業務

### 2 事業概要

群馬県では、デジタル・クリエイティブ産業の創出を目指し、クリエイターやクリエイティブ企業が活躍し続けることができる環境（エコシステム）の構築に取り組んでいる。

この一環として、県内での制作活動を支援する「映像クリエイター作品制作支援事業」を実施する。具体的には、群馬県を撮影地または舞台としたショートフィルムのコンペである「ぐんま次世代映像クリエイターコンペ『Gunma Next Generation Filmmaker Competition』」を開催する。

このコンペティションを通して、「将来世界へ飛び立つような映像クリエイターを群馬県から輩出すること」、「若手映像クリエイターと群馬県の関係構築することで、将来的な群馬県内へのクリエイター集積に結びつけること」を目指す。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 業務内容

本事業に必要な業務は、以下（1）から（7）のとおり。なお、（1）から（7）を満たした上であれば、本事業の目的を達成するための追加提案も可とする。

#### （1）クリエイターの募集・選考

- ・映像制作に携わっている若手クリエイターを対象に、群馬県を撮影地又は舞台としたショートフィルムの企画を国内外から広く募集し、その中から10名を選考すること。対象クリエイターは18歳以上とし、性別や国籍、社会人・学生を不問とする。
- ・クリエイターの募集・選考方法等は、プロポーザルでの企画提案内容を基に群馬県と協議し決定する。
- ・なお、募集に際しては、令和7年度の応募人数（290名）を越える規模の応募を実現させるため、対象者に向けた効果的なPR策を企画・実施すること。

#### （2）キックオフ交流会の実施

- ・選考した10名を対象にした、キックオフ交流会を企画・実施すること。
- ・なお交流会は、事業の説明、参加クリエイター同士の交流はもちろんのこと、その後の県内での撮影が円滑に進むよう、クリエイターと県内関係者とのマッチングを促す機会としても設計すること。

### (3) 制作管理

- ・選考した10名のクリエイターには、制作資金として、100万円（定額）を支給すること。
- ・撮影場所の選定、撮影交渉・許可手続き等は原則クリエイター自身が行うこととするが、撮影前・撮影時・納品時の方法（受託事業者や県による脚本や香盤表、各種撮影マニュアルの確認等）やスケジュールをあらかじめ明確化し、撮影から納品まで、遅延や不備、事故がないように、制作管理を行うこと。特に、事故やトラブルの発生により、県内自治体や地域のフィルムコミッション、撮影場所等の撮影協力が得られなくなる可能性もあるため、十分に注意すること。
- ・制作管理においては、映像制作（特に、ショートフィルム等の映画制作）に精通したスタッフを複数名設け、クリエイターと定期的に連絡、進捗管理を行い県へ報告すること。
- ・撮影前・撮影時・納品時の方法（受託事業者や県による脚本、香盤表、各種撮影マニュアルの確認等）については、群馬県と協議の上決定すること。また、撮影に際しては、10名のクリエイターが協議で決定した内容に沿って作品制作を行うよう、適切に管理すること。
- ・撮影に際しては、ぐんまFCもサポートを行うが、受託者においては、「次世代」のクリエイターを支援する観点から、脚本やロケ地選定、撮影・編集方法等に対して必要な助言を行う機会もしくは体制を確保し、クリエイターをサポートすること。

### (4) 作品選考

- ・10名のクリエイターが制作した作品の中から受賞作品を選考すること。
- ・なお、賞は令和7年度の賞設定（最優秀賞、監督賞、審査委員特別賞）を軸に、その他の賞の設定も提案により可能とする。あわせて、副賞等も提案すること。
- ・作品選考に当たっては、審査委員として映像業界の第一線で活躍するクリエイター（知名度の高い監督やプロデューサー等）を3名以上起用すること。
- ・起用する審査委員については企画提案内容を基に群馬県と協議し決定する。
- ・なお、別途群馬県が審査委員を指定する場合がある。

### (5) 完成作品試写会及び授賞式の開催

- ・参加クリエイターや審査委員、作品制作に協力した関係者等を招待し、完成作品の試写を行うとともに、賞の授賞式を実施すること。
- ・なお、試写会及び授賞式に当たっては、それぞれのクリエイターに対して、審査委員から個別のフィードバックが受けられるような機会を設ける等、クリエイターの支援・育成に繋がる場としても企画すること。
- ・試写会及び授賞式に相応しい会場を選定すること。特に、試写機材も含めて、音割れや映像のカクつき等がないよう、適切な環境を整えること。
- ・クリエイターと調整の上、完成作品のポスターを制作し、会場内に展示する他、適切な会

場装飾を行うこと。

- ・授賞式に相応しい空間とするため、会場装飾、BGM 等を用いて効果的な演出をすること。

#### (6) 事業や作品 PR の実施

- ・クリエイターの募集から授賞式まで一貫して、本事業の取組状況を映像業界等に向けて広く PR すること。
- ・公式 HP、SNS (Instagram 及び X) を効果的に運用すること。
- ・各クリエイターの撮影風景やコンパへの想い等を紹介する動画を制作・公開するとともに、その効果的な PR を行うこと。
- ・なお、上記 (5) も含めて、クリエイターが制作した作品自体の公開・PR に関しては、事業終了後、各クリエイターが映画祭等へ出品することを妨げないよう、プレミア規定等に考慮しつつも、作品を広く県民等に見てもらえる機会を創出できるよう、そのバランスを検討の上、公開・PR 方法等を企画すること。

#### (7) 成果品の納品

- ・制作した作品 (全参加者分 (10 本)) 及び上記 (6) で公開する各種動画データ (MP4 等の動画形式) は、電磁的記録媒体に保存して、納品すること。
- ・納品データは、県の動画情報発信サイト tsulunos で公開することを想定し、サムネイルを作成・納品すること。
- ・各クリエイターのプロフィール、ロケ地、制作に携わったスタッフや県内関係者等、撮影に関する情報をまとめた一覧を作成・納品すること。

### 5 クリエイターの制作する作品の仕様等

クリエイターが制作する作品は、主に以下を満たすものを想定している。詳細に関しては、受託者と群馬県で協議し決定する。

#### (1) 作品に求めるもの

- ・群馬県を撮影地または舞台とし、クリエイターの感性や技術等を駆使した斬新な表現方法によって制作された、チャレンジングでストーリー性のある作品であること。

#### (2) 作品の仕様

- ・実写もしくはアニメーション (3DCG/VFX/ストップモーション/イラストレーション) であること。
- ・1 作品あたり 20 分以内であること。
- ・ストーリー性のある作品であること。
- ・実写作品の場合、全て群馬県内で撮影したものであること。また、アニメーション作品の場合は、全編が群馬県内を舞台としたものであること。

### (3) 企画・構成

- ・クリエイターの提案とする。作品は公序良俗に反するものや、視聴に年齢制限がかかるもの、第三者の権利を侵害するもの等は認めない。

### (4) 撮影等

- ・撮影場所の選定、撮影交渉・許可手続き等は原則クリエイター自身が行うこととする。
- ・ぐんま FC もサポートを行うが、受託者もクリエイターをサポートするものとする。
- ・撮影に際しては肖像権・著作権に配慮するとともに、施設使用料・出演料・謝礼金等の費用が発生する場合は、クリエイターの負担とする。
- ・撮影に際しては、10名のクリエイターが、群馬県との協議で決定した方法（受託事業者や県による脚本、香盤表、各種撮影マニュアルの確認等）に沿って作品制作を行うよう、適切に管理すること。
- ・移動に係る交通手段はクリエイターが確保し、交通費も負担する。

### (5) 編集

- ・編集作業（ナレーションやテロップの付加等を含む）においては、完成までに群馬県による内容確認、修正指示の機会を設けること。
- ・作品の冒頭及びエンディングに群馬県が指定する映像を挿入すること。
- ・エンドクレジットに群馬県が指定する内容を記載すること。

### (6) その他

- ・作品制作においては、基本的にクリエイターの保有する設備及び機器、ソフトウェアを使用する。
- ・生成 AI を活用する場合は、著作権や肖像権等の取扱いに注意するとともに、その使用箇所を申告すること。また、生成 AI の利用規約・ライセンスに従って利用すること。

## 6 実施体制の整備

### (1) 統括責任者

- ・本業務を統括する統括責任者を1人配置し、業務全体の進捗管理、群馬県との連絡調整等の業務を行うこと。
- ・受託者は、委託期間内において、群馬県と随時打合せを行うものとする。また、群馬県は本業務実施のために必要な協力をする。
- ・群馬県との打合せを行った場合は、議事録を作成し提出すること。

### (2) 従事担当者

- ・本業務の従事担当者（統括責任者の併任も可）を確保し、クリエイターの円滑な作品

制作のため、各人の進捗管理及び必要なサポートを行うこと。

(3) 作品制作のスケジュール（予定）

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| 6月下旬～7月中旬 | クリエイターの募集           |
| 8月上旬      | クリエイターの選考・決定        |
| 8月中旬      | キックオフ交流会            |
| 8月中旬～1月末  | クリエイターによる作品の制作・順次納品 |
| 2月～3月     | 完成作品の試写会・授賞式の開催     |

※ 最終的なスケジュールは、提案を基に、群馬県と受託者で協議し決定する。

7 群馬県への報告・提出

(1) 業務スケジュール

- ・本業務の業務スケジュールを提出すること。
- ・各クリエイターのロケハン・撮影予定日や実施した日を報告すること。

(2) 状況報告

- ・本業務の進捗状況について、適宜報告すること。

(3) 最終報告

- ・本業務の終了後速やかに、業務実施の成果をまとめた実績報告書を提出すること。なお、実績報告書は公開を前提とすること。

(4) 緊急報告

- ・業務に関連する事故が発生した場合には、直ちに対応措置等を群馬県に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を行うこと。

8 委託費

(1) 委託費の内容

本業務の実施にあたって、必要経費と認められるものは以下のとおり。

ア 事業費

- ・クリエイター制作経費（定額）

100万円×10名＝1,000万円

（撮影場所等のリサーチ、企画・構成、撮影、編集、納品、滞在、移動等クリエイターの作品制作に必要な経費）

- ・各イベント運営費

試写会・授賞式や交流会の会場費、食費等

- ・広告宣伝費

事業内容や制作作品のPR費

- ・賞賜費  
受賞作品に対する賞金又は賞品等（総額100万円以下とする。）
- ・旅費  
本業務の実施に必要な燃料費・交通費等の経費
- ・消耗品費  
本業務の実施に必要な事務用品等の購入費  
※原則として、単価での取得価格が5万円（消費税及び地方消費税込み）未満のものとする。
- ・通信運搬費  
本業務の実施に必要な連絡に係る経費
- ・その他運営費  
上記の他、事業の運営に必要と認められる経費

#### イ 一般管理費

- ・業務全般を管理する際に発生する雑務的経費

#### ウ 消費税及び地方消費税

- ・上記ア・イの項目については消費税等を除いた額で算定し、その総額に消費税等の率を乗じて得た額とすること。ただし、免税事業者の場合は、各費目に仕入課税額を含めた額を記載すること。

※上記ア～ウの他に必要な経費が発生した場合は、随時、群馬県と協議して決定する。

### (2) 委託費に係る留意事項

ア 本業務は、国の交付金を活用して実施する予定のため、法令、国・県の会計・財務規定等に従った処理を行うこと。

(ア) 受託者は、本業務実施に関する会計関係帳簿類及び証拠書類（使用目的（購入物の場合は具体的な品目）、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書等）を整備し、委託契約終了後5年間は保管しておかなければならない。

(イ) 本業務は群馬県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。

イ 委託費の支払いは、原則として、委託契約終了後に群馬県が行う検査に合格してからとなる。ただし、クリエイターの制作費（100万円×10名分）については、受託者からの請求があった場合に限り、前金払とすることができる。その他受託者からの請求に基づき県が必要と認めるときもこの限りではない。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属等

- ・本業務により得られた成果は原則として群馬県に帰属する。ただし、クリエイターが制作した作品の著作権は、クリエイター自身に帰属し、各種映画祭やコンペ等への出品を妨げないものとするとともに、事業のPR等のため、県も使用权を有するものとする。
- ・成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で修正を行うものとする。

## (2) 秘密の保持

- ・受託者は、本業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託契約終了後も同様とする。

## 9 その他留意事項

### (1) 不明点等に関する協議

- ・受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、群馬県と協議すること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、群馬県と協議の上、定めることとする。ただし、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

### (2) 紛争の処理

- ・映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、群馬県は責任を負わない。